時間外労働

休日労働

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に関する協定届

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | | 事業の名称 | | | | 事業の所在地（電話番号） | | | | |
| ●●●●●● | | ●●●●●● | | | | ●●●●●●●●●●●●（●●-●●●●-●●●●） | | | | |
|  | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | | 業務の種類 | | 労働者数　　　　　　　「満18歳以上の者」 | 所定労働時間 | 延長することができる時間 | | | 期間 |
| 1日 | 1日を超える一定の期間（起算日） | |
| 1ヶ月（毎月1日） | 1年（1月1日） |
| ①　下記②に該当しない労働者 | 業務の季節的繁忙、期日が定められた業務の  処理、納期の変更、臨時の受注に対応する為 | | ●●職 | | ●人 | ●時間 | ●時間 | ●時間 | ●●時間 | 令和●年●月●日から１年間 |
| ●●職 | | ●人 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| ●●職 | | ●人 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| ②　1年単位の変形労働時間制により労働する労働者 |  | |  | |  |  |  |  |  |  |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | | | 業務の種類 | | 労働者数　　　　　　　「満18歳以上の者」 | 所定休日 | 労働させることができる休日  並びに始業及び終業の時刻 | | | 期間 |
| 業務の季節的繁忙、期日が定められた業務の処理、納期の変更、  臨時の受注に対応する為 | | | ●●職 | | ●人 | 土曜・日曜・祝日・年末  年始等 | 1ヶ月に4日、9時00分から18時00分 | | | 令和●年●月●日から１年間 |
| ●●職 | | ●人 | 同上 |
| ●●職 | | ●人 | 同上 |
| 協定の成立年月日　　令和●　年　●　月　●日 | | | | | | | ※特別条項  通常業務に無い予算業務、通常の量を大幅に超える受注の集中、納期のひっ迫、大規模なクレームへの対応などで緊急で臨時的な業務、特別な臨時的経営戦略の展開に関わる業務、その他類似する臨時的業務に従事する場合で、労使協議による同意を受け、事前に本人に通知し同意を受けた場合、本協定の延長限度時間を越えて、時間外、休日労働を命ずることができる。延長することのできる時間は、1ヶ月●時間以内とし、その適用は年●回以内とする。また、この場合における1年間の時間外労働時間は●●時間以内とする。 | | | |
| 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の | | | | 職名　●●●●●●  氏名　●●　●● | | |
| 協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法　　　　　●●●●●●●●●●● | | | | | | |
| 令和●　年　●　月　●日 | | | | | | |
| 使用者 | | | | 職名　　代表取締役  氏名　　●●　●● | | |
| ●●　労働基準監督署長殿 | | | | | | |

記載心得

１　「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入すること。ただし健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。

２　「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。

(1)　「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。

(2)　「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条の１項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年についての延長することができる時間の限度に関して、その上覧に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該機関についての限度となる時間を記入すること。

３　②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。

４　「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。

５　「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。